

神奈川・佐助ヶ谷遺跡

さすけがやつ

- 1 所在地 神奈川県鎌倉市佐助一丁目
2 調査期間 一九九〇年(平2)一〇月～一九九一年一一月
3 発掘機関 佐助ヶ谷遺跡発掘調査団
4 調査担当者 齋木秀雄
5 遺跡の種類 寺院跡
6 遺跡の年代 鎌倉時代～室町時代(一二世紀中頃～一六世紀初頭)
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は鎌倉市立御成小学校と鎌倉市中央図書館の左背後にある「佐助ヶ谷」内に位置する。佐助ヶ谷は旧鎌倉を取り囲む丘陵群がある。



(横須賀)

複雑に入り組んだ結果形成された奥の深い谷で、ほぼ真南に向かって開口している。調査面積は約一万m²である。

穴・礎板多數、井戸一基。

顕著な出土遺物としては、形代あるいは形代と考えられる約十五〇点の木製品がある。遺構に伴うものは少なく、形代のうち唯一意味ありげな出土状況で確認されたのは鳥形で、正位置におかれ曲物内にアワビとともに埋納されていた。本遺跡は寺院跡の一画と考えられており、この状況が所謂「寺院的な様相」であるのか、街中で一般的に行なわれていた様相であるかの判断はできかねる。折敷、草履芯、籠、その他の製品、建築部材まで含めると出土遺物の半数以上が木製品で、本遺跡の木製品の出土点数は数万点にのぼる。このような状況は本遺跡に限ったことではなく鎌倉市内各遺跡と共に

第一期(一六世紀)——池一基、溝二条、井戸一基、小杭列一基。第二期(一五世紀後半～一六世紀前半)——掘立柱建物一棟、土坑七基、鎌倉石敷遺構一、溝三条、かわらけ溜り一。第三期(一四世紀後半～一五世紀初頭)——建物三棟、溝四条、井戸一基、土坑一〇基、柱穴七〇基。第四期(一四世紀中頃)——建物三棟、溝一条、通路一条、池二基、土坑二〇基、柱穴五〇基、門一棟。第五期(一四世紀前半)——建物四棟、溝一条、基壇遺構一基、土坑二〇基、柱穴一一〇基、門一棟。第六期(一三世紀第IV四半期～一四世紀初頭)——溝一条、板壁掘立柱建物四棟以上、区画を形成する堀、道路、石垣。礎板多数。第七期(第六期と同時期)——板壁掘立柱建物二棟、溝一条。第八期(一三世紀第III四半世紀頃)——建物四棟、道路一条、溝二条、柱穴・礎板多數、井戸一基。

通している状況であるが、大部分の遺跡（地点）では自然環境の条件によって木製品が残っていないものとみられる。

木簡は総計二八点出土した。内訳は、第三期の板壁掘立柱建物一の建物内埋土から一点、土坑三〇七から一点、第四期の池二から一点、木器溜りから一点、土坑三三一七から一点（将棋の駒）、第五期の溝一七から一点、土坑三七七から一点、遺構外から二点（物忌札）、第六期の板壁掘立柱建物一五の室八から一点、板壁掘立柱建物一四の室二の北半から一点、遺構外から四点（うち二点は呪符）、第七期の板壁掘立柱建物一八から一点、板壁掘立柱建物一七の室一から二点（うち一点は将棋の駒。一点は鶴の絵）、遺構外から四点（うち二点は呪符。一点は絵）である。このほか出土地不詳の二点がある。以下では釈読できた主なものを紹介する。

第三期の板壁掘立柱建物二は、南北約四・五m程、東西幅は不詳で、焼失痕跡がある。土坑三〇七は東西一・〇m弱南北〇・九mの不整円形を呈し、深さは約二五cm。

第四期の池二は、方形木組みの護岸をもつもので、南北四・三m東西九・四mを確認した。北と東はさらに調査区外へ延びる。木器溜りは、南北約六・五m東西約一・五mで、厚さは約一五cmある。遺物は箸状木製品と経木折敷が主体をなす。

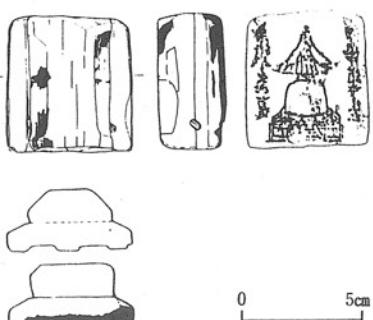
第五期の溝一七は、溝幅二五・四〇cm深さ二二〇cmの木組みの溝。土坑三七七は南北二・九m東西一・六mの不整円形を呈し、深さは

2003年出土の木簡

一・二mある。

第六期の板壁掘立柱建物一五は板壁で仕切られた九室からなると考えられる。板壁掘立柱建物一四は建物一五より新しい時期の構築と考えられるが、時間差はあまりないと判断される。

第七期の板壁掘立柱建物一八は、第六期の板壁掘立柱建物一四のほぼ真下で検出したものである。検出・確認したのは一室のみである。板壁掘立柱建物一七は、第六期の板壁掘立柱建物一三の下で検出したもので、三室以上からなる。



木印

なお、第八期の遺構外からは、「勧進中道寺建立／（塔の絵）／合法華文字百口」の印文をもつ木印が出土している。

8 木簡の釈文・内容

板壁掘立柱建物二

(1) 「九番中九郎殿四

(113)×26×2 019

池二



(4)



(9)



(3)



(7)



(6)



(8)



(5)



(3)



(2)



(1)

- (2) 「妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第一」十五
・「南無妙法蓮華經序品」十一觀世音□□
(125)×11×13 019
- (3) 「▽お△△」くお△△
135×29×4 032
- (4) 「。」(符籙)
(124)×33×4 019
- (5) 八日つちのく△△
(149)×14×14 019
- 第六期遺構外
- (6) 「(符籙) 急□如律令」
175×21×5 011
- (7) 「(符籙) 急々如律令
(156)×23×4 019
- 板壁掘立柱建物一八
・「ときにも□
・「□□□ □
(15)×(255)×1 081
- 第七期遺構外

- (9) 「(符籙) □□」
・「(符籙) □□」
(136)×26×3 051
- 土坑三七七
- (1)は、上端を方頭にしたものである。(2)は、柿経である。上端は方頭の両端を削り落としている。(3)は、当遺跡から出土した唯一墨書の残る荷札である。(4)は、上端を直線的にした方頭である。片面に墨書が残り、「鬼」と「日」を判読することができる。大半を欠損しているが、上部の中心に直径二三mmの穿孔を有し、釘などで打ち付けられたものであろう。(5)は、調度品の組物部材片であろう。

丁寧に面取りされ、黒色系漆が塗られている面に墨書が認められる。「八日つちのへ登良(とら)」と記されている。(6)は、上端を方頭に、下端をほぼ直線的にしたもので下端にかけてやや幅が狭くなる。片面には「山」「尸」「鬼」の墨書が認められ、「急々如律令」と記されたものである。(7)は、上端を圭頭にし片面に「急々如律令」と判読される。(8)は、経木折敷の両面に墨書が認められる。(9)は、上端を方頭に、下端を剣先状にしたものである。両面に墨書が認められ「口」「尸」を判読することができる。恐らく「急々如律令」と記されたものであろう。

9 関係文献

佐助ヶ谷遺跡発掘調査団『佐助ヶ谷遺跡発掘調査報告書』(一九九三年)
(降矢順子)